

中央新幹線成島保守基地ほか新設工事における環境保全(提出日:R5.3.27)に対する山梨県からの要請と事業者の対応方針

No	山梨県からの要請(要請日:R5.3.30)	事業者の対応方針
1	<p>最終的な変更後の地形や建築物の構造・配置等が示されていないことから、本造成工事の必要性・妥当性が確認できず、今後の工事や施設供用時を見据えた十分な環境保全への配慮がされているか判断できない。</p> <p>環境影響について、できる限りの回避・最小化等が行われているか判断できるよう、具体的な全体計画及び当該計画を踏まえた環境保全措置を工事前に示すこと。</p>	<p>「中央新幹線成島保守基地ほか 新設工事における環境保全について」第1章 本書の概要(p1)に記載の通り、成島保守基地ほか新設工事の予定地全体を変更する際は、全体の工事計画を示した上で、工事着手前に本書を更新します。</p>
2	<p>本造成工事完了後の工事計画が不透明で、神明川における希少種等への影響が懸念されるため、当該工事完了後も工事施工ヤードからの排水を適切に管理すること。</p>	<p>全体の工事計画については、No1に記載した通り、成島保守基地ほか新設工事の予定地全体を変更する際は、全体の工事計画を示した上で、工事着手前に本書を更新します。</p> <p>造成工事の状況に合わせて、仮設沈砂池を設置し、沈砂を行い、濁りを低減させた上で排水する計画としております。本工事完了後も仮囲いを設置している期間を工事中として、年1回低水期に、排水先である神明川にて水質(浮遊物質量、水素イオン濃度、水温、自然由来の重金属等)のモニタリング調査を実施し、工事の影響を確認します。</p>
3	<p>温室効果ガスの環境保全措置として、環境影響評価書では工事の実施に際して低炭素型建設機械を採用するとしているが、保全計画書では実施困難の旨記載されているため、代替措置の実施を含め再検討すること。</p>	<p>環境影響評価書では温室効果ガスへの環境保全措置の一つとして、「低炭素型建設機械の採用」を挙げております。</p> <p>本工事では、低炭素型建設機械の採用を目指していましたが、低炭素型建設機械の流通台数が少ないことから、現時点においては採用することができない状況であります。</p> <p>低炭素型建設機械の採用ができるまでは、代替として国土交通省の建設機械の燃費基準を参考に、認定された建設機械やその基準に近い燃費性能を持つ建設機械を採用することで、温室効果ガスを低減する計画としています。</p> <p>今後、低炭素型建設機械の流通が広がり採用できる環境となりましたら、積極的に採用してまいりますので、環境保全計画書にはその旨を記載しております。</p>